

新型コロナに関連する給付金等の課税について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「特別定額給付金」「持続化給付金」「休業協力金」などの、国、都道府県独自の給付金、協力金等の支給が行われています。

こうした給付金等の課税関係、及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置をご案内いたします。

給付金等の課税について

【個人に対して支給された場合】

事業者に対する給付金等については、課税の公平の面から所得税の課税対象として取り扱われます。

苦しい立場に追い込まれているのに課税するかという声も聞かれます。しかし、国等からもらった給付金等を非課税とし、かつ支払った家賃などの支出を必要経費とすると二重の控除となります。また、一方は働いて収入を得たのに課税され、一方は休業協力金を課税されないとなると「働かない方が得」という印象を与えることにもなりかねません。

《非課税となるもの》

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金
- ・ 特別定額給付金
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金
- ・ 学生支援緊急給付金、学資として支給される金品
- ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
- ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業特例措置における割引券
- ・ 東京都の、新型コロナウイルス関係のベビーシッター利用支援事業における助成金

《課税となるもの》

- ① 事業所得等に区分されるもの
 - ・ 持続化給付金（事業所得者向け）
 - ・ 家賃支援給付金
 - ・ 農林漁業者への経営継続補助金
 - ・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援

- ・ 東京都の感染拡大防止協力金
- ・ 雇用調整助成金
- ・ 小学校休業等対応助成金・支援金
- ② 一時所得に区分されるもの
 - ・ 持続化給付金（給与所得者向け）
 - ・ 大学等から学生に対して生活費を賄うために支給された支援金
- ③ 雑所得に区分されるもの
 - ・ 持続化給付金（雑所得者向け）

【法人に対して支給された場合】

法人に対して支給された給付金、協力金などは、法人税の課税対象になります。

ただし、給付金等が収益となっても、コロナ禍における損害が甚大で、収益よりも経費のほうが過大となっている場合には、課税所得は発生しないこととなります。

【消費税の取扱い】

事業者が国又は地方公共団体等から受取る奨励金若しくは助成金等又は補助金等のように、特定の政策実現を図るための給付金は、資産の譲渡等の対価に該当しないため、消費税の課税の対象外です。

税制上の措置

新型コロナウイルス感染症等の措置の影響に対応するため、税制上の特別措置が設けられています。以下、一例としてご案内いたします。

- ① 納税の猶予制度の特例
- ② 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ④ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ⑤ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ⑥ 消費税の課税選択の変更に係る特例
- ⑦ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

申告の際は給付金等の資料をお忘れなくご用意ください。ご不明な点がありましたら、朝日税理士法人 担当者までお問い合わせください。

（文責：関内本店 庄司 真弓）